

訪問用車両賃貸借事業仕様書

大木町がリース車両に要求する軽自動車について、必要な事項を下記のとおり定める。

なお、当該車両の所有者は落札者とし、使用者を大木町とする。

記

- 1 台数 1台
- 2 リース期間 登録日から7年(84か月) ※走行距離 月240km程度
- 3 主要諸元
 - (1) 総排気量 660ccクラス
 - (2) ボデー形式 乗用タイプ
 - (3) ドア枚数 5枚
 - (4) 乗用定員 4名
 - (5) 使用燃料 ガソリン
 - (6) 変速機形式 オートマチック (CVT可)
 - (7) 駆動方式 2WD
 - (8) 操舵装置 パワーステアリング
 - (9) 車体色 白またはシルバー系
- 4 一般装備
 - (1) メーカー標準装置
 - (2) エアコン
 - (3) ABS (アンチロックブレーキシステム)
 - (4) パワーウインドウ
 - (5) リアシート一体可倒式
 - (6) リアガラスは固定可上記装備以上
- 5 付属品
 - (1) フロアマット (前・後座分)
 - (2) ロングバイザー
 - (3) AM/FM ラジオ
 - (4) 標準工具類
 - (5) 後ドア枠の左右に「大木町」と表示
 - (6) ドライブレコーダー (前後録画タイプ)
- 6 車両納車及び登録

新規登録者(新車)であること。また、装備品についても新品未使用品であること。納車日については、契約締結日から6か月以内の期間において協議、決定する。納車時は、ガソリンを

満タンとすること。

7 リース代金に含まれる費用及びサービス

(1) 費用

- ①車両代金
- ②当初登録書費用（車庫証明・納車費用含む）
- ③自動車取得税
- ④軽自動車税（期間中全額）
- ⑤自動車重量税（期間中全額）
- ⑥自動車損害賠償責任保証料（期間中全額）
- ⑦自動車リサイクル法にかかる費用

(2) サービス

- ①法定点検（全期間中、納車・引取り）
 - ②継続検査（全期間中、納車・引取り）
 - ③一般整備修理費（全期間中、納車・引取り）
 - ④一般消耗品の交換及び補充
 - ⑤エンジンオイル交換（メーカー推奨のサイクルで必要数）
 - ⑥タイヤ交換（期間中必要数）
 - ⑦バッテリー交換（期間中必要数）
 - ⑧点検・修理時における代車（同等クラスの軽自動車）
- ※各種整備、オイル交換などの時期は、その都度落札者より連絡すること。

(3) その他

- ①リース期間満了時の残存価格の精算はしないものとする。
- ②リース期間満了時は、車両については法定業者へ返納し、これにかかる費用についてもリース代金に含むものとする。
- ③既存車両の廃車に係る費用を含め、廃車手続きに係る諸費用

（軽自動車 ダイハツ アトレーカスタム 1999年製造）

8 納車場所

三潁郡大木町大字八町牟田 255 番地 1（大木町役場）

9 入札金額

上記に示す費用の総額を 84 等分したものを月額（税抜）の提示とし、最も安価な者を落札者とする。

10 契約方法

長期継続契約による。ただし、地方自治法第 234 条の 3 の規定により、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができるものとする。

- 11 支払方法 9に提示した金額に消費税を含めたものを毎月後払いとする。
- 12 その他 (1) 本使用に記載されていない事項で機能上当然必要なものは装備することとし、疑義、不明が生じた場合は、別途協議するものとする。
(2) 道路運送車両法等、関係法令に違反しないこと。
- 13 連絡先 大木町役場健康課健康づくり係 電話 0944-32-1280 (直通)